

令和5年度 相続税・贈与税に 関する改正について

近年、新聞や雑誌、テレビなどで、暦年贈与が撤廃されるかのような報道がされていましたが、令和5年度の税制改正大綱では、「資産の早期の世代間移転を促進する」ことなどを目的として、主に相続税・贈与税について下記の改正が行われることとなりました。

解説

税理士法人 grows
代表 税理士/行政書士/
宅地建物取引士



志水 賢

生前贈与加算の加算期間の延長

もともとの 制度の内容

生前贈与加算制度とは、相続により財産を取得した相続人が、被相続人から、その相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与によって、財産を取得しているときは、その財産を相続財産に加算して相続税額を計算する制度をいいます。

なお、1年間に贈与を受けた額が110万円以下であれば贈与税は非課税となりますが、相続税の計算では110万円を控除する前の財産の額が加算されることとなります。

この制度は、亡くなる直前に生前贈与をして、相続財産を故意に減らすことを防止するために設けられています。

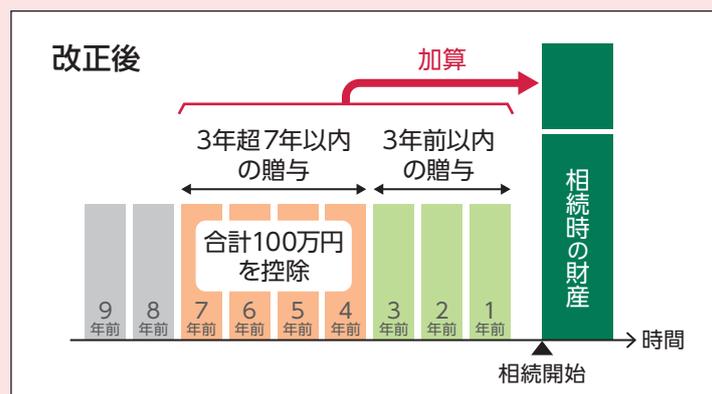
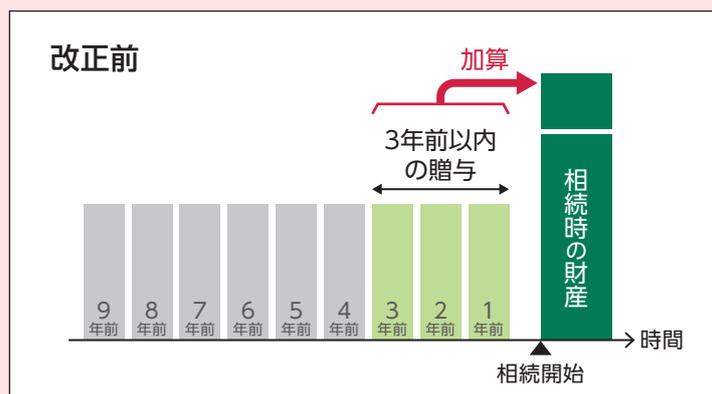
改正の内容

相続財産に加算する生前贈与の期間を、3年から**7年に延長**する。

なお、延長した4年間(相続開始前3年超7年以内)に受けた贈与については、合計100万円まで相続財産に加算しない。

適用時期

令和6年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る相続税について適用する。



相続時精算課税制度の使い勝手向上

もともとの 制度の内容

相続時精算課税制度とは、生前に贈与を受けた財産について、「相続の時に精算する制度」です。この制度を選択すると、**累計2,500万円まで**贈与を受けても**贈与税が非課税**となります。ただし、贈与者が亡くなった際には、相続時の財産に、この制度を選択した以後に**贈与を受けた財産を加算して相続税を計算**することとなります。

なお、累計2,500万円を超えた部分については、一律20%の贈与税が課税されることとなります。その際に、支払った贈与税については、相続税から控除され、控除しきれない場合には相続時に還付されることとなります。

適用要件

- ① **贈与者** 贈与年の1月1日において60歳以上の父母や祖父母
- ② **受贈者** 贈与年の1月1日において18歳以上(令和4年3月31日以前の贈与については、20歳以上)で、贈与を受けた時において贈与者の直系尊属(子・孫)である推定相続人又は孫
- ③ 贈与税の申告期限内に、相続時精算課税制度選択届出書等を提出すること

改正の内容

⑨部分については、今後の法案等を注視する必要があります。

内容	改正前	改正後
基礎控除	0円	年110万円 特定贈与者が複数人の場合、贈与額により按分⑨
特別控除	累計2,500万円	累計2,500万円
申告手続き	金額にかかわらず贈与の都度申告が必要	年間110万円以下である場合は 申告不要
相続財産に加算される贈与財産の範囲	相続時精算課税制度の選択後、すべての贈与財産	相続時精算課税制度の選択後、 年110万円を控除した後⑨ のすべての贈与財産
相続時に加算される贈与財産の評価	贈与時の評価額	贈与時の評価額 ただし、土地・建物が災害により一定の被害を受けた場合には再評価

適用時期

令和6年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用する。

※災害により被害を受けた場合の再計算については、令和6年1月1日以後に生ずる災害により被害を受ける場合について適用する。

これからの相続税対策

相続開始前7年以内に行われた相続人への暦年贈与については、相続財産に加算されることとなるため、早期の資産移転が相続税対策となります。

相続時精算課税制度については、改正後は、相続時精算課税制度を選択後も、年110万円まで非課税となり、かつ、年110万円までは相続税の加算対象とはならない(今後の法案等を注視する必要があります。)と考えられます。相続時精算課税制度の使い勝手が向上するため、今後は相続時精算課税制度を選択する方が増えると考えられます。

ジェイ・リプラン(リノベーション) 施工案内



所在地	間取り	工事完了	コメント
① 北名古屋市	3DK → 2LDK	4月上旬	リビング収納は急な来客でも片付けがはかどり、パツと見キレイに。まるで四次元ポケット
② 東海市	3DK → 1LDK	4月下旬	「今日こんな事があってね」対面カウンターでコミュニケーション溢れる暮らし
③ 大府市	3DK → 1LDK	5月中旬	リビングクロークはモノの取り出しスムーズで行き交う家族も渋滞しらず



内覧のご案内 内覧希望の方は最寄りのJAまでお問い合わせ下さい。

データBOX

(R5.3.1 現在)

管理戸数 26,899戸	今月 (1ヶ月前との比較)	昨年	この1年の平均	2年前の平均
名古屋地域	2.9% (0.1%改善) ↗	2.6%	3.4%	3.5%
尾張地域(名古屋市内除く)	4.4% (0.1%改善) ↗	4.9%	4.7%	5.6%
西三河地域	4.2% (0.3%改善) ↗	3.7%	3.8%	3.9%
東三河地域	4.7% (0.1%改善) ↗	6.8%	5.8%	7.3%
合計	4.0% (0.2%改善) ↗	4.2%	4.2%	4.8%
ジェイ・リプラン(リノベーション)	0.5% (変化なし) →	0.3%	2.2%	2.1%



JA賃貸
インスタグラム

ja_chintai_hearthome

リノベーション事例
続々掲載中!



JAグループは住まい手目線で、組合員の賃貸住宅経営を支援いたします。

230325

お問い合わせ 受付時間(月~金) 9:00~17:00 **0120-363-370**



発行元

愛知県下JA・JAあいち 経済連

農業と生活のかけはし

ハートホーム通信バックナンバーはWEBでご覧いただけます▶▶ **JA賃貸 ハートホーム** 検索

愛知県経済農業協同組合連合会 生活部 資産管理課
〒446-8506 安城市今本町東向山6番1(西三河センター内) ②0566-96-0025